

明治二十八年法律第二十八号

通貨及証券模造取締法

第一条 貨幣、政府発行紙幣、銀行紙幣、兌換銀

行券、国債証券及地方債証券ニ紛ハシキ外觀ヲ

有スルモノヲ製造シ又ハ販売スルコトヲ得ス

第二条 前条ニ違反シタル者ハ三年以下ノ拘禁刑

ニ処ス

第三条 第一条ニ掲ケタル物件ハ刑法ニ依リ没収

スル場合ノ外何人ノ所有ヲ問ハス警察官ニ於テ

之ヲ破毀スヘシ

第四条 第一条ニ掲ケタル物件ニハ明治九年布告

第五十七号ヲ適用ス

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八

号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日